

# 参 考 資 料

(軽減税率制度の課題の克服に向けての検討)

# 平成 26 年度 税 制 改 正 大 綱 (抄)

平成 25 年 12 月 12 日  
自由民主党  
公 明 党

## 第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方

### 2 税制抜本改革の着実な実施

#### (4) 軽減税率

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

# 平成27年度税制改正大綱(抄)

〔平成26年12月30日〕  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

### Ⅲ 社会保障・税一体改革

#### 3 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

## 消費税の軽減税率制度について

## ～「酒類を除く飲食物品」、「生鮮食品」、「精米」を軽減税率の対象とする場合のそれぞれの具体案と課題（概要）～

※ この資料は、第1回消費税軽減税率制度検討委員会（2月9日開催）での議論を踏まえ、まずは飲食物品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、今後の検討に資するため、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食物品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題をまとめたものである。

	対象品目	区分経理	所要財源	主な特徴
<b>「酒類を除く飲食物品」 を対象とする場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品表示法に基づく食品表示基準の対象となるものの譲渡</li> <li>○ 食品衛生法の許可を受けて飲食店営業等を営む事業者が行う飲食物品を飲食させる役務の提供（風営法の許可・届出が必要な者が行うものを除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EU型インボイス方式（6月5日資料<sup>（注）</sup>D案）を導入。ただし、経過措置として、当面3年程度は、区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）とする。</li> </ul> <p>（注）「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日 与党税制協議会）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税率軽減幅を1%とする 場合：6,600億円程度</li> <li>○ 税率軽減幅を2%とする 場合：1.3兆円程度</li> <li>○ 安定財源の確保策について、別途検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象品目の範囲が広く、紛れがないため、消費者にとって分かりやすく、対象品目の線引き判断に係る事業者の事務負担も相対的に軽い。</li> <li>○ 対象品目の範囲が広いと、類似性・代替性のある品目間での税率差は生じにくい。</li> <li>○ 関連事業者の範囲が広く、適正課税の観点から、EU型インボイス方式の導入が必要。</li> <li>○ 所要財源が大きく、安定財源の確保の調整に困難が予想される。</li> </ul>
<b>「生鮮食品」 を対象とする場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品表示法に基づく生鮮食品に係る食品表示基準の対象となるものの譲渡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EU型インボイス方式（6月5日資料D案）を導入。ただし、経過措置として、当面3年程度は、区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税率軽減幅を1%とする 場合：1,700億円程度</li> <li>○ 税率軽減幅を2%とする 場合：3,400億円程度</li> <li>○ 安定財源の確保策について、別途検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生鮮食品のみを対象とすることや、生鮮食品か否かの線引きについて消費者の納得を得ることは困難であり、事業者の線引き判断やクレーム対応等に係る事務負担が大きい。</li> <li>○ 低所得者の購入頻度の高い加工食品が対象外となり、痛税感の緩和が減殺される。</li> <li>○ 類似性・代替性のある品目間（米とパン・うどん等）で税率が異なり、消費行動等を歪めるおそれ。</li> <li>○ 関連事業者の範囲が広く、適正課税の観点から、EU型インボイス方式の導入が必要。</li> <li>○ 所要財源の規模は中程度であり、安定財源の確保の調整が必要。</li> </ul>
<b>「精米」 を対象とする場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関税込率法の別表関税率表に定める精米の譲渡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）を導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税率軽減幅を1%とする 場合：200億円程度</li> <li>○ 税率軽減幅を2%とする 場合：400億円程度</li> <li>○ 安定財源の確保策について、別途検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象品目の範囲が狭く、消費者の納得が得られにくい。対象品目の線引き判断に係る事業者の負担は相対的に軽い。</li> <li>○ 代替性のある品目間（米とパン・うどん等）で税率が異なり、消費行動等を歪めるおそれ。</li> <li>○ 対象品目、関連事業者の範囲が限定されており、区分経理に対応した請求書等保存方式で対応。</li> <li>○ 所要財源は小さい。</li> </ul>

## 各制度試案の比較

第2回消費税軽減税率制度検討委員会（5月22日開催）では、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。

この資料は、更なる議論に資するために作成したものであり、符号（「○」、「△」、「×」）については、各試案の相対的な比較を行う観点から、試みに付したものである。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。	<p style="text-align: center;">△</p> <p>▶ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は最も大きい。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第I分位世帯の消費税負担割合 6.85%⇒6.37%（▲0.48%）</li> <li>・第V分位世帯の消費税負担割合 3.40%⇒3.22%（▲0.18%）</li> </ul> <p>⇒第I分位世帯と第V分位世帯の消費税負担割合の差は0.30%縮小。</p> <p>（第I分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒11万2,162円 （▲8,470円）</p> <p>▶ 3案の中では高所得者に及ぶ効果が最も大きい。 （第V分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒34万6,759円 （▲19,750円）</p>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>▶ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は中位。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第I分位世帯の消費税負担割合 6.85%⇒6.72%（▲0.13%）</li> <li>・第V分位世帯の消費税負担割合 3.40%⇒3.36%（▲0.04%）</li> </ul> <p>⇒第I分位世帯と第V分位世帯の消費税負担割合の差は0.09%縮小。</p> <p>（第I分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒11万8,306円 （▲2,325円）</p> <p>▶ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は中位。 （第V分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒36万1,572円 （▲4,938円）</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>・ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は小さい。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第I分位世帯の消費税負担割合 6.854%⇒6.838%（▲0.016%）</li> <li>・第V分位世帯の消費税負担割合 3.403%⇒3.398%（▲0.005%）</li> </ul> <p>⇒第I分位世帯と第V分位世帯の消費税負担割合の差は0.011%縮小。</p> <p>（第I分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒12万342円 （▲290円）</p> <p>▶ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は小さい。 （第V分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒36万5,992円 （▲517円）</p>

視点	「酒類を除く飲食料品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合																																																																		
<p>視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>➢ 飲食料品の購入頻度は、他の品目に比べて格段に高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感しうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食料品：2,114回／世帯・年</li> <li>・その他の消費支出：116回／世帯・年</li> <li>・家具・家事用品：114回／世帯・年</li> <li>・教養娯楽：114回／世帯・年</li> </ul> <p>➢ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。</p>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>➢ 生鮮野菜は飲食料品の中で最も購入頻度が高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感する機会が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮野菜：361回／世帯・年</li> <li>・生鮮肉：100回／世帯・年</li> <li>・精米：8回／世帯・年</li> </ul> <p>➢ 加工食品の中にも購入頻度の高いものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理食品：256回／世帯・年</li> <li>・油脂・調味料：122回／世帯・年</li> <li>・パン：117回／世帯・年</li> </ul> <p>➢ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>➢ 購入頻度は月1回よりも少なく、税負担の軽減を実感できる機会は少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精米：8回／世帯・年</li> </ul> <p>➢ 年ごとの価格変動などによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。</p>																																																																		
<p>&lt;軽減税率による価格引下げ幅&gt;：1%の場合：約-0.9%（1/110） 2%の場合：約-1.8%（2/110）</p> <p>（注）税率軽減分がそのまま価格に反映されると仮定。実際には、事業者における軽減税率への対応に伴うコストの増加や価格戦略の中で、税込価格の低下につながらない可能性あり。</p> <p>&lt;主な飲食料品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>豆</td><td>腐</td><td>： - 4.8%～+ 8.8%</td> <td>ト</td><td>マ</td><td>ト</td><td>： -21.9%～+29.3%</td> </tr> <tr> <td>弁</td><td>当</td><td>： - 1.3%～+ 2.8%</td> <td>レ</td><td>タ</td><td>ス</td><td>： -41.4%～+93.3%</td> </tr> <tr> <td>ソー</td><td>セ</td><td>ジ</td><td>： - 3.6%～+ 5.4%</td> <td>ま</td><td>ぐ</td><td>ろ</td><td>： - 8.4%～+ 7.7%</td> </tr> <tr> <td>生</td><td>中</td><td>華</td><td>めん</td><td>： - 6.4%～+ 5.6%</td> <td>さ</td><td>ん</td><td>ま</td><td>： -22.6%～+87.0%</td> </tr> <tr> <td>か</td><td>ま</td><td>ぼ</td><td>こ</td><td>： -11.0%～+24.3%</td> <td>豚</td><td></td><td>肉</td><td>： - 2.2%～+ 2.2%</td> </tr> <tr> <td>野</td><td>菜</td><td>ジ</td><td>ュー</td><td>ス</td><td>： - 2.2%～+ 3.0%</td> <td>り</td><td>ん</td><td>ご</td><td>： -20.9%～+43.4%</td> </tr> <tr> <td>牛</td><td></td><td>乳</td><td>： - 2.4%～+ 3.4%</td> <td>鶏</td><td></td><td>卵</td><td>： - 8.0%～+20.1%</td> </tr> <tr> <td>食</td><td>パ</td><td>ン</td><td>： - 4.9%～+ 4.9%</td> <td>精</td><td></td><td>米</td><td>： - 7.3%～+ 4.5%</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">生鮮食品</div>  <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">精米</div> </div>				豆	腐	： - 4.8%～+ 8.8%	ト	マ	ト	： -21.9%～+29.3%	弁	当	： - 1.3%～+ 2.8%	レ	タ	ス	： -41.4%～+93.3%	ソー	セ	ジ	： - 3.6%～+ 5.4%	ま	ぐ	ろ	： - 8.4%～+ 7.7%	生	中	華	めん	： - 6.4%～+ 5.6%	さ	ん	ま	： -22.6%～+87.0%	か	ま	ぼ	こ	： -11.0%～+24.3%	豚		肉	： - 2.2%～+ 2.2%	野	菜	ジ	ュー	ス	： - 2.2%～+ 3.0%	り	ん	ご	： -20.9%～+43.4%	牛		乳	： - 2.4%～+ 3.4%	鶏		卵	： - 8.0%～+20.1%	食	パ	ン	： - 4.9%～+ 4.9%	精		米	： - 7.3%～+ 4.5%
豆	腐	： - 4.8%～+ 8.8%	ト	マ	ト	： -21.9%～+29.3%																																																															
弁	当	： - 1.3%～+ 2.8%	レ	タ	ス	： -41.4%～+93.3%																																																															
ソー	セ	ジ	： - 3.6%～+ 5.4%	ま	ぐ	ろ	： - 8.4%～+ 7.7%																																																														
生	中	華	めん	： - 6.4%～+ 5.6%	さ	ん	ま	： -22.6%～+87.0%																																																													
か	ま	ぼ	こ	： -11.0%～+24.3%	豚		肉	： - 2.2%～+ 2.2%																																																													
野	菜	ジ	ュー	ス	： - 2.2%～+ 3.0%	り	ん	ご	： -20.9%～+43.4%																																																												
牛		乳	： - 2.4%～+ 3.4%	鶏		卵	： - 8.0%～+20.1%																																																														
食	パ	ン	： - 4.9%～+ 4.9%	精		米	： - 7.3%～+ 4.5%																																																														

視点	「酒類を除く飲食料品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
<p>視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>➤ 飲食料品を幅広く対象としているため、線引きのあいまいな品目や不合理な品目は少ないことから、消費者にとって分かりやすく、納得しやすい。</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>➤ 高級外食やお菓子など、必ずしも生活必需品と言えないものを対象外とするが、干物や漬け物など日々の食卓に並ぶ食材も対象外となり、食品スーパーの棚ごとに税率が異なるイメージとなる。</p> <p>➤ どこまで手を加えると「加工」とするのかの線引きが難しく、食品表示基準によれば、単一種類の生鮮魚の刺身は軽減となるが、複数種類の生鮮魚の刺身の盛り合わせは標準となるなど、消費者にとって分かりづらい線引きとなる。</p> <p>➤ 生鮮食品の中には、高額の和牛なども含まれ、また、統計的には加工食品の方が逆進性が高い。</p> <p style="text-align: center;">（逆進性：第Ⅰ分位世帯と第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合の差）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生鮮食品：0.37%</li> <li>・ 加工食品：0.64%</li> </ul>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>➤ 対象品目の線引きは比較的容易かつ明瞭であり、線引きの点では消費者にとって分かり易い。</p> <p>➤ 購入頻度が低く、負担軽減額も限定的になり、また、他の主食的食料品（パン、めん類）はなぜ税率が異なるのか説明も難しいため、対象品目の選定に納得感を得られにくい。</p>

視点	「酒類を除く飲食料品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
<p>視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農業・漁業、卸売・小売、食品製造、外食など300万弱の事業者が飲食料品を取り扱っており、これらの事業者に区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。</li> <li>➢ 対象品目が「酒類を除く飲食料品」と幅広く、その線引きの判断が容易であり、適用税率の判断に係る事務負担は相対的に小さい。</li> <li>➢ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。</li> <li>➢ インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">×</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 飲食料品を取り扱う事業者は、その大半が生鮮食品を取り扱っており、「生鮮食品」を軽減税率とした場合は、「酒類を除く飲食料品」を軽減税率とした場合とほぼ同数の事業者に、区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。</li> <li>➢ 対象品目の線引きが難しい事例が出てくることが想定され、またこれまで必ずしも相互に関連していなかった食品表示関連業務と経理業務の連携が求められるようになり、事業者の事務負担は大きく増加する。</li> <li>➢ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は大きい。</li> <li>➢ インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農家が生産した米は、その大部分が米麦卸売業者により精米された後、小売業者を通じて消費者が購入するほか、食品製造業者や飲食店も仕入れることから、一定の範囲の業種において区分経理等の対応が必要となる。 ただし、精米を扱わない食品関係の事業者も存在することから、影響範囲はある程度限定される。</li> <li>➢ 対象品目が極めて限定的であり、かつ明確であることから、対象品目の線引き判断にかかる事務負担は小さい。</li> <li>➢ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。</li> <li>➢ インボイスに基づく経理は不要であり、対象品目が限定的であることから、追加的な経理事務負担も軽微と考えられる。</li> </ul>



視点	「酒類を除く飲食料品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	<p style="text-align: center;">○</p> ▶ 対象品目が「酒類を除く飲食料品」と幅広く、代替性のある品目の税率が相違する事例は限定的と考えられる。	<p style="text-align: center;">×</p> ▶ 牛挽肉・豚挽肉と合挽肉といった類似の品目間、米とパン・うどんなど代替性のある品目間で異なる税率が適用され、歪みが生じる事例が多数。	<p style="text-align: center;">×</p> ▶ 主食的食料品であるパンやめん類などは標準税率となり、代替性のある品目間での歪みが生じる。
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	<p style="text-align: center;">×</p> ▶ 税率軽減幅を1%とする場合は 約6,600億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約1.3兆円 と大きな財源を必要とする。	<p style="text-align: center;">△</p> ▶ 税率軽減幅を1%とする場合は 約1,700億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約3,400億円 の財源を必要とする。	<p style="text-align: center;">○</p> ▶ 税率軽減幅を1%とする場合は 約200億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約400億円 の財源を必要とする。
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たり的に決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	<p style="text-align: center;">△</p> ▶ 対象品目を「酒類を除く飲食料品」と広く設定しているため、対象外となる代替性のある飲食料品を対象とするよう求められる事例は限定的と考えられる。	<p style="text-align: center;">×</p> ▶ 対象品目の線引きが分かりにくく、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が多数生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。	<p style="text-align: center;">×</p> ▶ 対象品目の範囲が極端に狭く、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。

## 各制度試案の比較

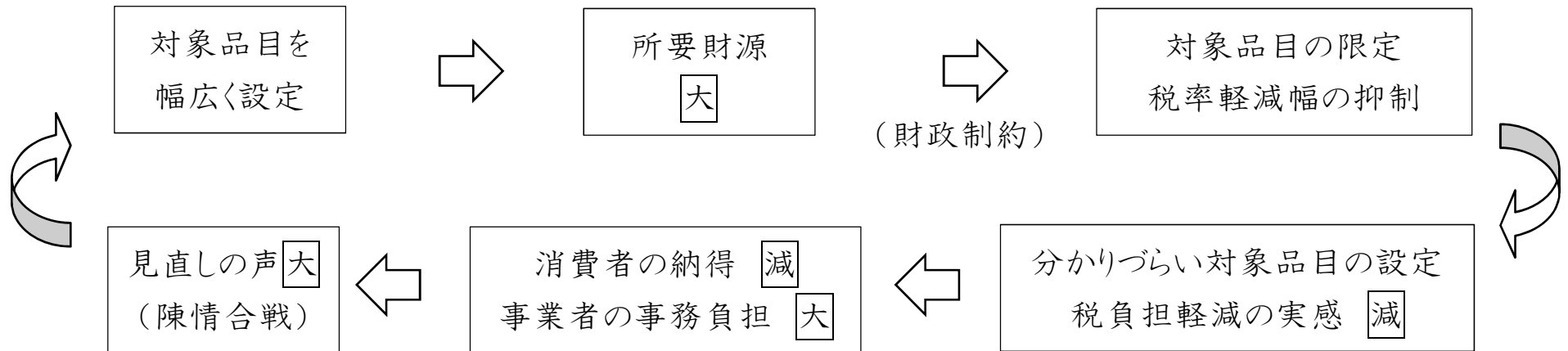
第2回消費税軽減税率制度検討委員会（5月22日開催）では、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。

この資料は、更なる議論に資するために作成したものであり、符号（「○」、「△」、「×」）については、各試案の相対的な比較を行う観点から、試みに付したものである。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」 を対象とする場合	「精米」 を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。	△	△	×
視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること	○	△	×
視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること	○	×	×
視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと	×	×	△
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	○	×	×
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	×	△	○
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	△	×	×

## 軽減税率制度の課題

### 1. 対象品目設定の悪循環



### 2. 事業者の事務負担の増加

- (対象が極小でない限り)インボイスを含む新たな区分経理の仕組みを導入することが不可欠
- 消費者と直接接することのない川上や流通等の中間段階の事業者まで広範な事業者の事務負担が増加

### 3. 政策目的になじまない効果

- 高所得者にまで恩恵が及び、所要財源が大きくなる一因となる

## 「軽減税率制度」とは・・・

### 【基本的特質】

- 低所得者対策として相応しい対象品目を特定し、購入した品目について消費税負担を軽減。
- 購入の都度、消費者が軽減のメリットを実感。
- 給付や所得税の税額控除ではなく、消費税そのものの負担を軽減する消費税制の仕組み。

### 【課題】

- 対象品目設定の悪循環
  - ・ 対象品目を広く取ると所要財源が大きくなるため、対象品目を限定せざるを得ない。しかし、消費者や事業者の理解が得られなくなるため、結局、対象品目の見直しの声（陳情合戦）が高まる。
- 事業者の事務負担の増加
  - ・ インボイスを含む新たな区分経理の仕組みを導入することが不可欠。
  - ・ 消費者と直接接することのない川上や流通等の中間段階の事業者まで広範な事業者の事務負担が増加。
- 政策目的（低所得者対策）になじまない負担軽減効果の発生
  - ・ 高所得者にまで負担軽減効果が及び、所要財源が大きくなる一因となる。

# 欧州における軽減税率の線引きに係る主な問題事例

## 1. 同種の商品の間で線引きが行われ、各商品の定義が曖昧であったために生じた事例

(例1) スナック菓子の「プリングルズ」は、「ポテト製品」(標準税率)であるか、「ケーキ」(軽減税率)であるか (イギリス)  
製造メーカー(P&G社)と国税当局との間で係争となり、イギリス・控訴院は、成分の42%がポテトである「プリングルズ」は、「ポテト製品」に当たり、標準税率が適用される旨、判示。

(例2) 商品の割引クーポン等を提供する雑誌は、「主たる目的が企業の取引促進にあり、事実上当該企業の広告手段であるような出版物と同視できるもの」として、軽減税率の対象から外れるか (フランス)

フランス・国務院は、商品の割引クーポンを提供する買い物情報誌「Tips」については、情報提供記事が紙面の大半を占めること等から「主たる目的が企業の取引促進」ではない(軽減税率)とする一方、誌面に掲載されたコードを雑誌発行企業のウェブサイトに入力することで、提携企業のサービスが利用可能となる旅行情報誌「oogolo voyage」については、特定企業の販売促進と結びついていること等から「主たる目的が企業の取引促進」にある(標準税率)旨、判示。

## 2. 同種の商品の間で取扱いが異なったため、その公平性が問題となった事例

(例3) 「豆乳」は標準税率、「牛乳」は軽減税率とする法令は、妥当か (ドイツ)

「豆乳」に標準税率を、「牛乳」に軽減税率を適用する法令の妥当性が問われた事例。独・連邦財政裁判所は、牛乳が動物性であるのに対して、豆乳は植物性であることから、取扱いの差異は許容される旨、判示。

## 3. サービス提供の方法によって取扱いが異なることにより生じた事例

(例4) 「テイク・アウト」(軽減税率)と「イート・イン」(標準税率)で税率が異なるにも拘らず、販売価格は同一である事例 (ドイツ)

「テイク・アウト」と「イート・イン」の双方で同じ商品を提供するファーストフード店において、サービスの提供方法によって税率が異なるにもかかわらず、販売価格は同一となっている事例。税制が予定したとおりの価格転嫁が行われず、消費者の負担額が同一になる一方、事業者の利益の額が変動する形となっている。

# 主要国における簡易インボイス制度の概要（未定稿）

（2015年1月現在）

	イギリス	ドイツ	フランス	EC指令
簡易インボイス 発行要件 <sup>(注)</sup>	小売業者は、 <u>250ポンド(45,750円)</u> 以下の国内取引については、簡易インボイスによることができる。	<u>150ユーロ(21,750円)</u> 以下の国内取引については、簡易インボイスによることができる。	<u>150ユーロ(21,750円)</u> 以下の国内取引については、簡易インボイスによることができる。	インボイス記載金額が <u>小額の場合</u> 、又は、 <u>商慣行・実務上若しくは技術上、通常のインボイスを発行することが困難な場合</u> は、簡易インボイスによることができる。
原則的な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年月日</li> <li>② 供給者の付加価値税登録番号</li> <li>③ 供給者の住所・氏名</li> <li>④ 財貨・サービスの内容</li> <li>⑤ 税率ごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用税率</li> <li>・ 税込総額</li> </ul> </li> <li>⑥ 取引総額(税込)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年月日</li> <li>② 供給者の住所・氏名</li> <li>③ 財貨・サービスの内容</li> <li>④ 税率ごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用税率</li> <li>・ 税込総額・税額</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年月日</li> <li>② 供給者の住所・氏名</li> <li>③ 顧客の住所・氏名</li> <li>④ 発行番号(連続番号)</li> <li>⑤ 財貨・サービスの内容</li> <li>⑥ 税率ごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用税率</li> <li>・ 税額</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年月日</li> <li>② インボイス発行事業者の識別</li> <li>③ 財貨・サービスの内容</li> <li>④ 税額又は税額を算出するために必要な事項</li> </ul>
(参考) 通常のインボイスの 原則的な記載事項	(上記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客の住所・氏名</li> <li>・ 発行番号(連続番号)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	(上記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客の住所・氏名</li> <li>・ 供給者の付加価値税登録番号</li> <li>・ 発行番号(連続番号)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	(上記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給者の付加価値税登録番号</li> </ul>	(上記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客の住所・氏名</li> <li>・ 発行番号(連続番号)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

(注) 各国とも、小売業者は顧客から求められない限り、インボイスを発行する義務はない。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

## イギリスにおける税額計算の簡便法(「小売方式」)の概要

○ イギリスでは、その年の課税売上高が1.3億ポンド(約250億円)以下の小売事業者は、売上税額の計算方法について、通常的方式より簡素な計算方法である「小売方式」(VAT Retail Scheme)を採用することが認められている。

(注1)「小売方式」の採用に当たり、税務当局への事前の届出等は不要。

(注2)「通常的方式」による場合、税抜売上価格と売上税額を別々にインボイスに記載し、インボイスに記載の売上税額を積み上げ、売上税額の計算をする必要がある(事業者は、税率毎に、税込売上総額、税抜売上総額、税額をそれぞれ把握する必要)。

○ 小売方式とは、具体的には以下の3つの方式をいう。

①販売時点方式 (Point of Sale Scheme)	②割当方式 (Apportionment Scheme)	③直接計算方式 (Direct Calculation Scheme)
税率毎の売上額に税率を乗じて、売上税額を計算	税率毎の仕入額が仕入総額に占める割合を算出し、売上総額に当該割合及び税率を乗じて、税率毎の売上税額を計算  (注) 仕入れ商品を再販する事業者が適用可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数税率のうち、自らの売上額の半分以上を占める「主な」と半分に満たない「主でない」ものを特定</li> <li>・「主でない」税率の売上税額は、売上見込額(小売の為に製造又は仕入れた商品の総販売予定額)に税率を乗じて計算</li> <li>・「主な」税率の売上税額は、売上総額から「主でない」税率の売上見込額を控除した残額に、税率を乗じて計算</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率毎の税込売上総額の管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税込売上総額と、税率毎の仕入総額の管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税込売上総額と、「主でない」税率の売上見込額(在庫評価額)の管理が必要</li> </ul>

(注1)個別に税務当局の承認を受ければ、同一法人内の部門・支店間で、①から③までのうち異なる方式を選択することも可能。

(注2)簡易課税事業者は、「小売方式」を採用することはできない。

○ なお、課税売上高が1.3億ポンドを超えた小売事業者についても、個別に税務当局の承認を受ければ、売上税額の計算について上記の「小売方式」や、各事業者に固有の税額計算方式を採用することができる。

# 台湾の「電子インボイス制度」の概要

## 趣旨

膨大な発行数のインボイスを電子化することで、官民双方の事務を効率化し、紙資源の節約を図ること

## 基本的な仕組み

- ① 売り手事業者は、台湾財政部(日本の財務省・国税庁に相当)から電子インボイスの番号を取得する。
- ② 売り手事業者は、取引金額、税額、インボイス番号等のインボイスの記載事項を、財政部の運営するクラウドネットワークに電子的に提出・保存する。
- ③ 買い手事業者や消費者は、売り手事業者から電子メール等により「電子インボイス発行証明書」の交付を受けるほか、クラウドネットワークにアクセスして電子インボイスの確認・印刷が可能。



電子インボイス発行証明書

## 効果

- ✓ 事業者による紙のインボイスの購入・保管コストを削減。
  - ※ 紙のインボイスの場合、売り手事業者は、課税期間(2ヶ月)毎に、インボイス番号が付されたインボイス用紙を財政部から購入しておく必要。また、交付した又は交付を受けたインボイスを5年間保存する必要。
- ✓ 政府がクラウドネットワークを整備することで、多額の初期投資は不要。さらに、取引情報の入力・送信を、第三者に委託することも可能。
- ✓ 事業者の事務の効率化。
  - ※ クラウドネットワークに保存された取引情報は、そのまま税務申告に活用可。
  - ※ 電子インボイスの仕様を公開することで、関連する会計ソフト等の開発が進み、経理事務でも取引情報を活用。
- ✓ 台湾では、2ヶ月毎にインボイス番号による「宝くじ」の抽選が行われ、当選番号が記載されたインボイスを保有する消費者は、当選金を得ることができる(事業者は当選金の受取り不可)。電子インボイスの場合には、宝くじの当選結果を電子的に確認することができる(チャージ式電子マネーで決済した場合等のみ)。



チャージ式電子マネー

### (参考)宝くじの概要

目的:対消費者取引においてもインボイスが広く普及すること  
当選金:特別賞から7等までの9種類の当選区分により、それぞれ約4,000万円から約800円まで  
当選金総額:営業税収の3%程度(2015年予算ベースで、約360億円)

### (参考)紙のインボイス・電子インボイスの発行枚数・普及率(2014年)

・紙のインボイス	… 44.1億枚(約50%)
・電子インボイス	… 43.8億枚(約50%)



## 諸外国の税制を活用した給付措置について

諸外国においては、税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除制度」）がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおり。

### 目的

- 子育て支援（アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ）
- 就労促進（アメリカ・イギリス・フランス・カナダ・スウェーデン・オランダ・韓国）
- 付加価値税の負担軽減（カナダ）

### 仕組み

- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み（アメリカ・フランス・カナダ（就労促進）・韓国）
- 低所得者に対しては給付を行い、高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み（ドイツ）
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み（イギリス・カナダ（子育て支援・付加価値税の負担軽減））
- 税額から控除し、原則、残額について給付を行わない仕組み（スウェーデン・オランダ（社会保険料からも控除可能））

# 「給付付き税額控除」の国際比較①

(2015年1月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
制度名	勤労所得税額控除	児童税額控除	勤労税額控除	児童税額控除	児童手当	雇用のための手当
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年
導入の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者に対する社会保障税の負担軽減</li> <li>○ 就労・勤労意欲の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者に対する支援</li> <li>○ 就労・勤労意欲の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低限必要な生計費の保障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用の創出・継続の支援</li> </ul>
対象者(適用要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得勤労者(投資所得等が3,400ドル(39.4万円)を超える者は対象外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 17歳未満の子供を養育する中所得者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者</li> <li>○ 25歳以上で、週30時間以上就労している者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則16歳未満の子供を養育する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則18歳未満の子供又は25歳未満の学生等を養育する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得勤労者(富裕税が課される者(資産から課税対象資産に係る債務を除いた額が130万ユーロ(1.9億円)超の者)については対象外)</li> </ul>
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫(注)	公共財政総局
控除税額(給付額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夫婦2人の場合、勤労所得の40%(上限5,548ドル(64.4万円))</li> <li>○ 所得が一定額を超えると減額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤労所得が3,000ドル超部分の15%で、子供1人当たり1,000ドル(11.6万円)が上限</li> <li>○ 所得が一定額を超えると減額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夫婦2人の場合、週16時間以上勤労で3,930ポンド(71.9万円)、週30時間以上勤労で800ポンド(14.6万円)加算</li> <li>○ 所得が一定額を超えると減額 給付額の減額措置は、勤労税額控除及び児童税額控除を一体で計算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夫婦2人の場合、最大6,045ポンド(110.6万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供1人当たり2,208ユーロ(32.0万円)</li> <li>※ 児童控除(所得控除)と比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夫婦2人の場合、勤労所得の7.7%に155ユーロ(2.2万円)を加えた額(上限1,116ユーロ(16.2万円))</li> <li>○ 所得が一定額を超えると減額</li> </ul>

(注) 家族金庫とは、連邦雇用庁の先機関であるが、上記児童手当の執行に際しては、連邦中央税務庁の指揮・監督下にある。

(備考) 邦貨換算レート: 1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## 「給付付き税額控除」の国際比較②

(2015年1月現在)

	カナダ			韓国
制度名	GST クレジット	児童手当	勤労所得手当	勤労奨励税制
制度導入年	1991年	1993年	2007年	2008年
導入の目的	○ 低・中所得者世帯の付加価値税の負担軽減	○ 子供の貧困の解決 ○ 子供を養育する家庭の負担軽減	○ 就労・勤労意欲の向上	○ 就労・勤労意欲の向上 ○ 結婚と女性の労働の促進
対象者 (適用要件)	○ 低・中所得者	○ 18歳未満の子供を養育する者	○ 低所得勤労者	○ 配偶者若しくは原則18歳未満の子供を養育する低所得勤労者、又は、50歳以上の低所得勤労者  ※ ただし、資産の総額が1億4千万ウォン(1,478万円)以上の者等については対象外
給付の仕組み	全額給付 (税額から控除せず)		税額から控除 (控除しきれない額を給付)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	歳入庁			国税庁
控除税額 (給付額)	○ 夫婦2人の場合、818カナダドル(8.4万円)  ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦2人の場合、7,115カナダドル(73.3万円)  ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦2人の場合、所得のうち3,000カナダドル(30.9万円)を超過した分の25%(上限1,813カナダドル(18.7万円))  ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 所得の一定額(夫婦2人の場合、上限210万ウォン(22.2万円))  ○ 所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1カナダドル=103円、100ウォン=10.56円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## 「給付付き税額控除」の国際比較③

(2015年1月現在)

	オランダ				スウェーデン
制度名	基礎税額控除	勤労税額控除	所得依存複合税額控除	勤労高齢者税額控除 <sup>(注3)</sup>	勤労税額控除
制度導入年	2001年		2009年	2009年	2007年
導入の目的	○ 就労・勤労意欲の向上		○ 税体系の簡素化 <sup>(注2)</sup>	○ 高齢者の就労・勤労意欲の向上	○ 就労・勤労意欲の向上
対象者 (適用要件)	○ 全納税義務者	○ 全ての給与収入者及び自営業者	以下の要件をすべて満たす片親、もしくは夫婦のうち所得の低い配偶者 ○ 勤労所得額が4,857ユーロ(70.4万円)超の給与収入者及び自営業者 ○ 家庭で12歳未満の児童を扶養すること	○ 勤労所得のある61歳以上かつ64歳未満の者 ※ 17,327ユーロ(251.2万円)超33,694ユーロ(488.6万円)以下の勤労所得が対象	○ 全ての給与収入者及び自営業者
給付の仕組み	算出税額と社会保険料の総額から控除 (原則、給付は行われない)				算出税額から控除 <sup>(注4)</sup> (給付は行われない)
執行機関	租税関税総局				国税庁
控除税額 (給付額)	○ 一人当たり最大2,203ユーロ(31.9万円)の税額控除  ○ 所得が一定額を超えると減額。ただし、1,342ユーロ(19.5万円)までは控除可能  ○ 夫婦の一方が税額控除を使い切らない場合には残額を給付 <sup>(注1)</sup>	○ 一人当たり最大2,220ユーロ(32.2万円)  ○ 所得が一定額を超えると減額。ただし、184ユーロ(2.7万円)までは控除可能	○ 最大2,152ユーロ(31.2万円)  ○ 所得が32,382ユーロ(469.5万円)を超えると上記の額	○ 一人当たり最大1,119ユーロ(16.2万円)  ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 一人当たり最大26,486スウェーデン・クローネ(42.4万円)  ○ 所得が359,600スウェーデン・クローネ(575.4万円)以上の場合上記の額

(注1) 給付額は1,175ユーロ(17.0万円)を上限とする(52歳未満の場合)。給付可能な基礎税額控除額は、2009年より、原則として、毎年6.67%の割合で削減され、2024年で給付を廃止することが決定されている。

(注2) 2009年1月より、従来、就労・勤労促進目的で導入されていた複合税額控除及び就労・勤労促進及び購買力の強化の目的で導入されていた追加複合税額控除が所得依存複合税額控除へ統廃合された。

(注3) 勤労高齢者税額控除(Doorwerkbonus)は2009年から導入されているが、2013年に対象者・対象所得及び控除税額を縮減した仕組み(werkbonus)に改組された。

(注4) 地方所得税額の範囲内でのみ控除可能。

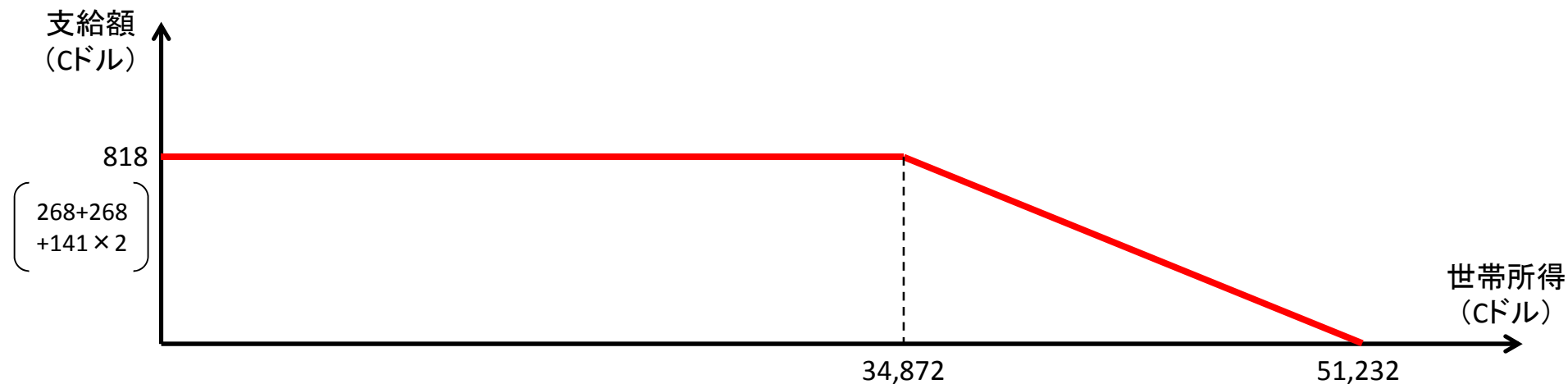
(参考) 上記の記述は、特に明記されていない場合、オランダについては65歳3ヶ月未満の者、スウェーデンについては65歳未満の者に対する記述である。なお、オランダにおける所得税の最低税率は36.5%(65歳3ヶ月未満の場合)、スウェーデンにおける所得税の最低税率は31.99%(2015年の地方税率平均値)である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=145円、1スウェーデン・クローネ=16円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## ◇ 制度概要

- ・ 導入経緯:連邦製造者売上税(FST)から付加価値税(GST)に移行する際、低中所得者に対する補償として1991年に導入。
- ・ 対象者:カナダ居住者であり、原則①19歳以上であること、②配偶者を有すること、③子を有することのいずれかの要件を満たすこと。
- ・ 給付の仕組み:全額給付(税額から控除せず)
- ・ 給付額(年額):世帯主 268ドル(2.8万円)(配偶者がいない場合、最大141ドル(1.5万円)を追加)、  
配偶者 268ドル(2.8万円)、子女(19歳未満) 141ドル(1.5万円)/人
- ・ 所得制限:世帯所得が34,872ドル(359.2万円)を超えると、給付額が逡減(夫婦子2人の場合51,232ドル(527.7万円)で消滅)。

## ◇ 給付額のイメージ(夫婦子二人の場合)



(参考)カナダの付加価値税制度について

- ・ カナダでは、連邦レベルで付加価値税(GST)が課されている(州により別途、小売売上税等が課される。また、GSTと州の小売売上税を統合した付加価値税(HST)を導入している州も存在)。
- ・ GSTは税率5%(食料品等はゼロ税率が適用)。小売売上税は税率0~10%程度。

備考:邦貨換算レートは、1ドル=103円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。